

警察本部長

| | | |
|------|------------------|------------------|
| 〔沿革〕 | 昭和58年5月例規（警）第21号 | 昭和61年9月例規（警）第17号 |
| | 昭和63年5月例規（警）第14号 | 平成4年7月例規（警）第36号 |
| | 平成6年3月例規（警）第4号 | 平成6年12月例規（警）第23号 |
| | 平成7年3月例規（警）第13号 | 平成8年3月例規（警）第13号 |
| | 平成14年4月例規（警）第40号 | 平成17年3月例規（警）第22号 |
| | 平成23年3月例規（警）第9号 | |

各部長、参事官、所属長

最近における少年非行の増勢に対処し、総合的な抑止対策の推進を図るため、少年非行総合対策委員会設置要綱（以下「要綱」という。）を次のとおり制定し、昭和57年4月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

少年非行総合対策委員会設置要綱

第1 設置

県本部に、少年非行総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、少年非行の総合的な抑止対策について審議し、その推進を図ることを任務とする。

第3 組織及び構成

1 委員会

- （1）委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- （2）委員長は本部長とし、副委員長及び委員は次に掲げる者をもって充てる。

| | |
|------|--|
| 副委員長 | 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 |
| 委員 | 生活安全部参事官 地域部参事官 刑事部参事官 交通部参事官 広報県民課長 生活安全総務課長 少年課長 地域課長 捜査第一課長 捜査第三課長 薬物銃器対策課長 捜査第四課長 交通指導課長 |

2 幹事会

- （1）委員会に、委員会を補佐する機関として幹事会を置く。
- （2）幹事会は、幹事会会長、幹事会副会長及び幹事をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

| | |
|--------|------------|
| 幹事会会長 | 生活安全部長 |
| 幹事会副会長 | 少年課長 |
| 幹事 | 生活安全総務課管理官 |

捜査第一課管理官
捜査第四課管理官
交通指導課管理官
少年課管理官
広報県民課課長補佐
地域課課長補佐
捜査第三課課長補佐
薬物銃器対策課課長補佐

第4 会議

1 委員会

- (1) 委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要により委員以外の者を、委員会に出席させることができる。

2 幹事会

- (1) 幹事会会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 幹事会会長は、必要があると認めるときは、幹事会副会長及び幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。
- (3) 幹事会会長は、会議の結果を委員会に報告するものとする。

第5 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、生活安全部少年課において行う。